

## 議第27号

### 滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「28人」を「29人」に改め、同項第5号中「214人」を「224人」に改め、同項第9号の2中「1,054人」を「1,077人」に改め、同項第10号中「3,397人」を「3,403人」に、「665人」を「655人」に、「4,062人」を「4,058人」に改め、同号ア中「2,261人」を「2,259人」に、「436人」を「426人」に、「2,697人」を「2,685人」に改め、同号ウ中「1,097人」を「1,105人」に、「1,259人」を「1,267人」に改め、同項第11号中「8,528人」を「8,558人」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。